

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号)	墨田区いじめ問題対策協議会(登録番号：1 - 4 1)		
開催日時	平成28年 2月 9日(火) 1時30分から 2時15分まで			
開催場所	墨田区役所 17階 第1委員会室			
出席者数	30人			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題	1 副会長の指名について 2 区立学校におけるいじめの現状について 3 いじめの防止等の取組について 4 いじめの防止等に係る連携について			
配布資料	1 組織体制表 資料1 2 墨田区いじめ問題対策協議会規則 資料2 3 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿 資料3 4 区立学校におけるいじめの現状 資料4 5 平成27年度 区におけるいじめの防止等の取組について 資料5 6 平成27年度 教育委員会のいじめの防止等の取組について資料6・7			
会議概要	1 開会 庶務課長が、協議会の設置経緯について説明をした後、配付した名簿により委員を紹介した。 2 会長挨拶 協議会会長である墨田区長が挨拶をした。 3 副会長の選任 会長が、高野副区長を指名し、了承された。 4 区立学校におけるいじめの現状について 指導室長が区立学校におけるいじめの現状を説明した。 平成26年度の小中学校におけるいじめの認知件数の説明をした後、平			

成 27 年 10 月に発生した「いじめの重大事態」の調査報告内容を説明し、
質疑がされた。

【質疑内容】

(委員)

いじめの件数が増加したのは、調査の方法を変更して再調査したからとの
説明があったが、昨年度と比較し、中学校でのいじめが減じているのはどう
してか。

(事務局)

中学校では、従来からいじめの発生した件数をそのまま報告していたので
変化がなかった。

小学校では、年度内にいじめが解消したものなどは件数から外していた。

このことから、中学校の条件と合わせ、いじめの発生を 1 つの件数として
扱って再度調査した結果、増加した。

(委員)

学校ではカウンセラーを全校に配置しているのか。また、子どもたちがカ
ウンセラーに相談した場合、先生にその声が届くような体制となっているの
か。

(事務局)

全ての小中学校にカウンセラーは配置している。規模の大きな学校及び中
学校には 2 名配置している。

また、カウンセラーを近い存在のものと認識させるため、該当学年の全て
の児童生徒に対してカウンセリングを実施するなど、相談体制の定着化を図
っている。なお、必要により保護者に対してもカウンセリングを実施してい
る。

(委員)

カウンセラーを全校設置するなどの対策を行っていても、子どもたちを受
け止めきれないため、これだけのいじめが発生しているという現実があ
る。

結局、目が行き届かないとか、情報発信を受け止められないということだ
と思う。

また、不登校の生徒がとても多い。学校が、毎朝子どもを迎えに行くとか、
手をつないで登校を促すとかの対策を講じる必要があると思う。

なぜ、このように不登校の子どもが多いのか、理由を聞きたい。

(事務局)

不登校者数は、30 日を超えると、その後学校へ復帰できたとしても、発

生数が1件として、その年度中の件数として残ってしまう。

不登校者数の38.4%は、学校へ完全復帰している。また、その他の30パーセントは、別室登校など、何らかの対策を講じて登校しており、不登校の子どものうち、7割程度は学校と接点を持ちながら復帰に向かわせることができている状況にある。

全く学校に来ない、家庭と連絡がつかない、連絡はできても学校に来られないという子どもは、全体数値の30パーセントである。

各学校においてさまざまな対応をしているが、家庭の事情などでコンタクトが取れないため、解消に向けた対策が取りにくい状況にあり、その救済が課題となっている。

(委員)

不登校の子どもは、学校が嫌だとか、虐待などが考えられる。

ステップ学級など、適応指導教室に行っている子どものパーセンテージはどのくらいか。

(事務局)

不登校となっている7割の子どものうち、適応始動教室と関係を持っている子どもは一定数いるが、現在、適応指導教室等に通っている生徒数は60人程度である。

(委員)

小学校のいじめが増加傾向にある。例えば清掃時にある児童の机を運ばないなど、日常の子ども同士の細かな事象に気づき、いじめを早期に発見、対応することが大切である。特に、担任は、毎朝教室に入ってくる子どもたちの様子、表情を見ることが大切である。

現在、小学校では、スクールカウンセラーを配置しており、5年生を対象として全員面接を実施している。

また、全児童を対象として年3回の生活アンケート、アイチェックなどを実施しており、年間5回の調査を行い、早期発見、解決に努めている。

また、大人の社会においても「いざこざ」は存在することから、スポーツクラブ等の少年団体の活動の中で、子どもたちに解決方法などを学ばせることも大切な教育だと思う。

5 いじめの防止等の取組について

庶務課長から平成27年度「区はいじめ防止等の取組」について説明した後、指導室長から平成27年度「教育委員会のいじめの防止等の取組」につい

	<p>て説明し、質疑された。</p> <p>【質疑内容】</p> <p>(委員)</p> <p>先日、人権の講演会で、性同一性障害の問題についての話があったが、区の、いずれかの部署で何か取り組んでいるのか。場合によっては、そのことがいじめや不登校に発展することも考えられるので、どこかの部署で取り組んでいるならば教えてほしい。</p> <p>(事務局)</p> <p>学校では、「人権教育」ということで取り組んでいる。都から「人権教育プログラム」が発行されており、都内の小中高全ての教員に対して配付されている。内容は、性同一性障害のほかに、虐待、いじめ、外国人、障害者、アイヌ、路上生活者、同和問題等、さまざまな人権の問題について対応している。</p> <p>6 いじめの防止等に係る連携について</p> <p>会長（区長）から委員に対して、いじめの防止等に係る連携について発言を求めたが、委員からの発言はなかった。</p> <p>7 閉会</p> <p>会長が閉会の宣言をし、墨田区いじめ問題対策協議会を閉会した。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>教育委員会事務局庶務課</p>